

第1回 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月6日(金) 午前10時30分から12時00分まで
開催場所	緑区役所4階4B会議室
出席者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 小野 孝嘉(田園調布学園大学准教授)</p> <p>委員 伊原 文恵(緑区心身障害児者福祉団体連絡協議会副会長)</p> <p>須田 亜木(税理士)</p> <p>西川 克美(緑区民生委員児童委員協議会地区会長)</p> <p>三田 修(緑区連合自治会長会)</p> <p>【事務局】</p> <p>緑区福祉保健センター長 宮嶋 真理子</p> <p>緑区福祉保健課長 森下 太幹</p> <p>緑区福祉保健課事業企画担当係長 橋本 恵美子</p> <p>緑区福祉保健課事業企画担当 河原 龍也、上村 香仲美</p>
欠席者	無し
開催形態	一部非公開(指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開)(傍聴者0人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 2 選定委員会の公開・非公開について 3 選定スケジュール 4 申請要項、申請関係書類について 5 評価項目及び評価基準について 6 次回委員会について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に小野委員を選出、委員長職務代理者に伊原委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回 指定管理者選定スケジュール、申請要項、評価基準及び審査方法等 第2回 指定管理者の候補者の選定に関すること 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 申請要項等について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準・審査方法について、委員会で出た意見を基に、事務局にて確認・修正を行う。最終的な確認は委員長に一任することとし、その他の事項については事務局案のとおり決定。
議事	<p>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</p> <p>事務局から委員及び事務局職員紹介、指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項等の要綱確認、議事録の公表について説明。</p>

2 委員長及び委員長職務代理者の選出について

横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に小野委員を選出。

同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に伊原委員を指名。

3 選定委員会の公開・非公開について

(事務局)

公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。

【第1回選定委員会】

- ・指定管理者選定スケジュールについて
- ・申請要項等について
- ・評価基準及び審査方法について

【第2回選定委員会】

- ・申請団体審査、指定候補者の選定に関する審議

(委員長)

この他特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

4 選定スケジュール

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。

(委員長)

特に意見が無ければ、事務局案のスケジュールに基づいて、選定を行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

5 申請要項、申請関係書類について

(事務局)

申請要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員)

申請要項において、建物の平面図があるが、合築施設ということもあり、今回選定する福祉保健活動拠点の部分はどこにあたるのか。

(事務局)

施設1階の事務所及び2階のおよそ半分の部屋が福祉保健活動拠点の範囲。

(委員)

申請要項上、福祉保健活動拠点は区社会福祉協議会を指定管理者の候補者として、非公募にて選定手続きを実施するとあるが、その理由として、「地域・団体との関係性」「ボランティアコーディネート力」と挙げているが、それぞれの項目について、具体的にどのようなことを行っているのか。

(事務局)

「地域・団体との関係性」については、区社会福祉協議会の会員として登録された団体など、多くの団体と交流がある。障害福祉当事者団体や福祉団体等の活動を支援している区社会福祉協議会は地域と強い関係を有しているといえる。

また、ボランティアコーディネート力については、ボランティアセンターの機能を有しており、ボランティアに関する区内の相談先になっている。

(委員長)

この他特に意見が無ければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

6 評価項目及び評価基準について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・申請要項 15 頁に記載のとおり。

○採点方法

- ・評価項目 1～6 の評価は 5 段階で評価を行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 7 (1) は「0 点」又は「4 点」の 2 段階評価とし、(2) はアからウまでそれぞれ「0 点」又は「2 点」の 2 段階評価とする。
- ・評価項目 8 は実績評価の加減点として、-10/-5/0/5/10 点の 5 段階の範囲内で評価を行う。
- ・財務状況の評価は、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有し、財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。

○審査方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員が仮採点結果の考え方を表明し、その結果を踏まえて本採点する。

○最低制限基準の設定

- ・福祉保健活動拠点の運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。

全評価基準項目の総合計点に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%を最低制限基準とする。

○指定候補者の決定

- ・選定委員会での得点が最低制限基準を満たし、指定管理者として業務を遂行できると認められた場合、申請団体を「指定候補者」とする。なお、申請団体の得点が最低制限基準に満たなかった場合は、再度選定を行う。

(委員)

面接審査において、団体からの発表はぜひ分かりやすくかつ丁寧にしてほしい。事業計画書をそのまま読み上げるのではなく、多角的な視点から説明をするよう工夫してほしい。事業計画書についても、誰が見ても内容が理解できるように記載方法を工夫してほしい。

事業計画書及び評価項目「1 運営ビジョン(1) 地域における福祉保健活動拠点の役割」の評価の視点において、「地域において福祉保健活動拠点の指定管理者として行うべき取組を具体的に考えられているか」とあるが、「緑区の特色に沿った」取組を具体的に事業計画書や当日の面接審査で確認できると良い。

(事務局)

申請書類作成及び提出方法「2 (4) その他」において、事業計画書(様式ア)の記載方法をより分かりやすく記載をするよう文章を修正する。また、評価項目については、事務局で確認のうえ、修正する。

(委員)

事業計画書及び評価項目「1 運営ビジョン(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について」の評価の視点において、「福祉保健活動拠点として課題解決のために行う取組は具体的であるか」とあるが、こちらについても緑区としてどういった地域課題があり、その課題に対してどうアプローチするのか具体的に事業計画書や面接審査で分かると良い。他の区と比べることは非常に重要であると思う。緑区社会福祉協議会としてどういった活動をしていくか確認できると良い。

(事務局)

評価項目については、事務局で確認のうえ、修正する。

(委員)

最低制限基準点が60%である根拠は。

(事務局)

最低制限基準点は、福祉保健活動拠点を運営するために最低限満たす必要がある基準を指している。最低制限基準点に係る申請項目が5段階評価のため、5点中3点のイメージのため、60%に設定をしている。

(委員)

評価項目「4 施設の管理運営(5) 利用者のニーズ、要望及び苦情の対応」につい

	<p>て、評価配点が5点となっている。他項目と比較しても、利用者のニーズや要望に対して対応することは非常に重要な項目であり、配点を10点にしてはどうか。</p> <p>(事務局)</p> <p>項目の配点を修正対応する。</p> <p>(委員長)</p> <p>上記ご意見いただいた申請要項案については、事務局が確認・修正し、最終確認を委員長に一任することとし、その他の事項について、申請要項及び申請関係書類案のとおりの内容で選定を行うということで、よろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p> <p>7 次回委員会について</p> <p>(事務局)</p> <p>委員の予定確認</p> <p>⇒令和7年3月21日(金)10時からに決定</p> <p>8 閉会</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>次 第 第1回横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会次第</p> <p>資 料 1 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会委員名簿</p> <p>資 料 2 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資 料 3 横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資 料 4 指定管理者選定スケジュール(案)</p> <p>資 料 5 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項(案)</p> <p>資 料 6 横浜市緑区福祉保健活動拠点指定管理者申請関係書類(案)</p> <p>資料7-1 横浜市緑区福祉保健活動拠点評価について(案)</p> <p>資料7-2 横浜市緑区福祉保健活動拠点評価基準項目(案)</p> <p>資料7-3 横浜市緑区福祉保健活動拠点事業実績評価及び第三者評価結果報告書</p> <p>資料7-4 横浜市緑区福祉保健活動拠点評価シート(記入例)(参考資料)</p> <p>資 料 8 横浜市福祉保健活動拠点条例</p> <p>資 料 9 横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則</p> <p>資 料 10 横浜市緑区福祉保健活動拠点管理要綱</p> <p>2 特記事項</p> <p>今回は、令和7年3月21日(金)午前10時から開催予定。開催場所は、後日連絡。</p>